

## 青森大学学生募集タスクフォースの設置及び運営について

### (青森大学学生募集タスクフォース設置の趣旨)

現在の学生募集を劇的に向上させることは、本学最重要の課題である。そのためには、全教職員が役割を担うことが必須である。このタスクフォースの構成員はもとより、構成員とされていない教職員についても、学生募集について様々な役割を担うことが必要である。この前提の下、学生募集活動を大学として主体的かつ効果的に実施するために、学生募集に経験や意欲のある教職員が本学の現状を踏まえて議論を行い、学長が学生募集の方向性・方略を決定し、全教職員で有効性の高い学生募集を展開しなければならない。タスクフォースが行う学生募集活動は、学生募集に直接つながるものが中心となるが、大学の教育研究活動の充実、施設設備の整備などによる魅力の向上と対外発信広報との密接なかかわりを考慮して活動することが必要である。

繰り返しとなるが、本学の学生募集活動は、全教職員で行う活動である。

### (目的)

第1条 この裁定は、学則第16条に定められた「入学を志願する者」の募集に関する活動を主体的に実施するために、青森大学学生募集タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置き、その運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### (タスクフォースの任務)

第2条 タスクフォースの任務は、次の各号に掲げる事項とし、学長の指示により速やかに実施する。

- (1) 学生募集についての広報活動に関する事など
- (2) 大学案内の作成に関する事など
- (3) 奨学金・特待制度の適用に関する事など
- (4) 高校訪問に関する事など
- (5) 進学相談会に関する事など
- (6) 入試懇談会に関する事など
- (7) 大学見学会に関する事など
- (8) オープンキャンパスに関する事など
- (9) スポーツ・文芸特待選抜に関する事など
- (10) 学生募集に関連する教育・研究活動の状況などの発信に関する事など
- (11) その他、学生募集に関して必要と認められること

### (組織)

第3条 タスクフォースは、次の構成員をもって組織する。

- (1) 学長補佐
- (2) 各学部長
- (3) 経営戦略局長、経営戦略局次長
- (4) 青森大学学生募集・入学者選抜専門教職員（役割は青森大学入学試験実施規程で定める）
- (5) その他、学長が指名する教職員

- 2 タスクフォースにタスクフォース長を置き、学長が指名する。
- 3 タスクフォースに副タスクフォース長を置き、タスクフォース長が指名する。

(タスクフォース会議)

第4条 タスクフォース長は、タスクフォース会議を招集し、議長となる。

- 2 タスクフォース長が不在のときは、副タスクフォース長がその職務を代行する。
- 3 学生募集活動の方針は、必要に応じて、タスクフォース会議で審議し、学長が決定する。
- 4 タスクフォース会議は、各班の任務の遂行の状況などを確認し、機動的に学生募集活動を進めるため適宜開催し、各班の情報交換・連携を円滑に行う。

(委員以外の者の出席)

第5条 タスクフォース会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(班の設置)

第6条 タスクフォースの目的・機能を円滑かつ適切に達成するため、タスクフォースの下に 1号から 10号までの班を設置し、班の任務は以下に定める。タスクフォース長は各班の構成員の中から班リーダーを指名する。各班は、タスクフォース長の統括の下、各班のリーダーを中心に任務を遂行する。

- (1) 大学案内立案班：印刷物の作成（大学案内、入学者選抜ガイド、奨学金・特待制度冊子等を含む）に関する事など
  - (2) オープンキャンパス班：オープンキャンパスの実施計画の策定及び実施など
  - (3) 大学見学会班：大学見学会に関する事、進学相談会に関する事、入試懇談会に関する事など
  - (4) スポーツ・文芸特待選抜班：スポーツ・文芸特待選抜に関する募集計画の策定及び実施など
  - (5) 薬学部学生募集班：薬学部の学生募集計画の策定及び実施など（高校訪問、高校との接続、連携に関する事など）
  - (6) 総合経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部学生募集班：総合経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部の学生募集計画の策定及び実施など（高校訪問、高校との接続、連携に関する事など）
  - (7) 青森山田高校募集班：青森山田高校に特化した学生募集の募集計画の策定及び実施など
  - (8) 留学生募集班：留学生募集に関する募集計画の策定、実施など
  - (9) 編入学・社会人入学生募集班：編入学生・社会人学生募集に関する募集計画の策定、実施など
  - (10) 広報班：学生募集についての広報活動、学生募集に関連する教育・研究活動の状況及び魅力などの発信に関する事など
- 2 その他、学生の大学満足度向上に寄与し、学生募集に有効な大学改革に関する事など学生募集に関して必要と認められる事については、副タスクフォース長を中心に全学的連携により実施する。
- 3 第1項で定める班の構成員は、タスクフォース長が指名する各学部の教員及び経営戦略局職員とする。

(アドミッション・オフィス実行チーム)

第7条 本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則り、タスクフォースが適切に運営され、タスクフォースの目的と機能が達成されていくよう、タスクフォースに、アドミッション・オフィス実行チーム（以下「アドミッション・オフィス」という。）を置く。

- 2 アドミッション・オフィスの任務は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) タスクフォースの各班の任務の状況を把握し、必要な調整を行うこと
  - (2) 資料の収集その他タスクフォース会議の開催に必要な準備等を行うこと
  - (3) 総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜などの多様な入学者選抜が適切に実施されるよう、多面的・

総合的に評価し改善を図ること

(4) 総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜による入学者の状況等を調査し、募集活動や教育指導の改善について必要な提案を行うこと

3 アドミッション・オフィスは、必要に応じ、入試管理委員会、I R推進センター等と適切な連携を図り、任務を行うものとする。

4 アドミッション・オフィスにチームリーダーを置き、副タスクフォース長をもって充てる。

5 アドミッション・オフィスの構成員は、アドミッショングループ職員とする。

(議事録及び報告)

第8条 学部長は、タスクフォース会議の議事録及び各班の活動状況を各学部の教授会に報告する。

(事務)

第9条 タスクフォースの事務は、経営戦略局が行う。

(雑則)

第10条 この裁定に定めるものの他、タスクフォースの運営などに必要な事項は、タスクフォースが別に定める。

(改正)

第11条 この裁定の改正は、学長が行う。

附則 1 この裁定は、平成27年12月16日から施行する。

2 青森大学学生募集委員会規程は、平成27年12月16日（この裁定が効力を発した時点）をもって廃止する。青森大学学生募集委員会が行ってきた業務は、タスクフォースが引き継いで実施するものとする。

附則 この裁定は、平成29年4月6日から改訂施行する。

附則 この裁定は、平成29年9月27日から改訂施行する。

附則 この裁定は、令和元年5月15日から改訂施行する。

附則 この裁定は、令和2年4月28日から改訂施行する。